

No. 1

自 令和 7 年 2 月 25 日

日間

至 令和 7 年 月 日

令和 7 年

第 1 回

四国中央市議会定例会議案書

閲覧用

四 国 中 央 市

令和 7 年 第 1 回 四国中央市議会定例会議案目録

議 案 番 号	件 名	頁
承 認 第 1 号	令和 6 年度四国中央市一般会計補正予算（第 7 号）の専決処分の承認を求めることについて	5
承 認 第 2 号	令和 6 年度四国中央市工業用水道事業会計補正予算（第 3 号）の専決処分の承認を求めることについて	9
議 案 第 1 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について	11
議 案 第 2 号	四国中央市ケーブルネットワーク施設条例の一部を改正する条例について	13
議 案 第 3 号	四国中央市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	14
議 案 第 4 号	四国中央市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について	16
議 案 第 5 号	四国中央市川之江文化センター条例の一部を改正する条例について	37
議 案 第 6 号	四国中央市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	38
議 案 第 7 号	四国中央市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	40
議 案 第 8 号	四国中央市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	41
議 案 第 9 号	四国中央市医師確保奨学金貸付条例の一部を改正する条例について	43
議 案 第 10 号	四国中央市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	44
議 案 第 11 号	四国中央市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	46

議 案 番 号	件 名	頁
議 案 第 12 号	四国中央市布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事、布設工事監督者の資格及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例について	47
議 案 第 13 号	令和6年度四国中央市一般会計補正予算（第8号）	51
議 案 第 14 号	令和6年度四国中央市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	61
議 案 第 15 号	令和6年度四国中央市国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第2号）	64
議 案 第 16 号	令和6年度四国中央市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）	66
議 案 第 17 号	令和6年度四国中央市城山下臨海土地造成事業特別会計補正予算（第1号）	68
議 案 第 18 号	令和6年度四国中央市公共下水道事業会計補正予算（第3号）	70
議 案 第 19 号	令和7年度四国中央市一般会計予算	71
議 案 第 20 号	令和7年度四国中央市国民健康保険事業特別会計予算	82
議 案 第 21 号	令和7年度四国中央市国民健康保険診療所事業特別会計予算	87
議 案 第 22 号	令和7年度四国中央市介護保険事業特別会計予算	90
議 案 第 23 号	令和7年度四国中央市公共用地先行取得事業特別会計予算	96
議 案 第 24 号	令和7年度四国中央市福祉バス事業特別会計予算	100
議 案 第 25 号	令和7年度四国中央市港湾上屋事業特別会計予算	103

議 案 番 号	件 名	頁
議 案 第 26 号	令和7年度四国中央市西部臨海土地造成事業特別会計予算	106
議 案 第 27 号	令和7年度四国中央市寒川東部臨海土地造成事業特別会計予算	110
議 案 第 28 号	令和7年度四国中央市駐車場事業特別会計予算	113
議 案 第 29 号	令和7年度四国中央市介護予防支援事業特別会計予算	116
議 案 第 30 号	令和7年度四国中央市後期高齢者医療保険事業特別会計予算	119
議 案 第 31 号	令和7年度四国中央市城山下臨海土地造成事業特別会計予算	122
議 案 第 32 号	令和7年度四国中央市水道事業会計予算	126
議 案 第 33 号	令和7年度四国中央市工業用水道事業会計予算	129
議 案 第 34 号	令和7年度四国中央市公共下水道事業会計予算	131
議 案 第 35 号	令和7年度四国中央市財産区管理会特別会計予算	133
諮 問 第 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	136

承認第 1 号

令和 6 年度四国中央市一般会計補正予算（第 7 号）
の専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 7 年 2 月 25 日 提出

四国中央市長 篠 原 実

専決第 1 号

令和 6 年度四国中央市一般会計補正予算（第 7 号） の専決処分書

令和 6 年度四国中央市の一般会計補正予算（第 7 号）を、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 618,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 47,777,000 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 1 月 28 日

四国中央市長 篠 原 実

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		千円 6,394,552	千円 567,863	千円 6,962,415
	2 国庫補助金	2,067,404	567,863	2,635,267
20 繰越金		2,691,539	50,137	2,741,676
	1 繰越金	2,691,539	50,137	2,741,676
歳 入 合 計		47,159,000	618,000	47,777,000

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 民 生 費		千円 18,450,667	千円 375,000	千円 18,825,667
	1 社会福祉費	6,345,331	374,200	6,719,531
	3 児童福祉費	6,763,157	800	6,763,957
4 衛 生 費		4,021,434	80,000	4,101,434
	1 保健衛生費	2,059,637	80,000	2,139,637
7 商 工 費		994,233	163,000	1,157,233
	1 商 工 費	994,233	163,000	1,157,233
歳 出 合 計		47,159,000	618,000	47,777,000

承認第 2 号

令和 6 年度四国中央市工業用水道事業会計補正予算（第 3 号）
の専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 7 年 2 月 25 日提出

四国中央市長 篠 原 実

専決第 2 号

令和 6 年度四国中央市工業用水道事業会計補正予算（第 3 号） の専決処分書

令和 6 年度四国中央市工業用水道事業会計補正予算（第 3 号）を、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

第 1 条 令和 6 年度四国中央市工業用水道事業会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 6 年度四国中央市工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第 1 款 新宮工業用水道事業収益	1,071,900 千円	0 千円	1,071,900 千円
第 1 項 営 業 収 益	1,043,893 千円	△51,000 千円	992,893 千円
第 2 項 営業外収益	27,997 千円	51,000 千円	78,997 千円
第 2 款 柳瀬工業用水道事業収益	204,000 千円	0 千円	204,000 千円
第 1 項 営 業 収 益	202,106 千円	△10,000 千円	192,106 千円
第 2 項 営業外収益	1,884 千円	10,000 千円	11,884 千円
第 3 款 富郷工業用水道事業収益	2,239,500 千円	0 千円	2,239,500 千円
第 1 項 営 業 収 益	2,116,837 千円	△102,000 千円	2,014,837 千円
第 2 項 営業外収益	122,653 千円	102,000 千円	224,653 千円
合 計	3,515,400 千円	0 千円	3,515,400 千円

第 3 条 予算第 8 条の次に次の 1 条を加える。

（他会計からの補助金）

第 9 条 工業用水道事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、163,000 千円と定める。

令和 7 年 1 月 28 日

四国中央市長 篠 原 実

議案第 1 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 25 日 提出

四国中央市長 篠 原 実

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(四国中央市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 四国中央市職員の給与に関する条例（平成 16 年四国中央市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 19 条の 2 第 3 号及び第 4 号並びに第 19 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 3 項第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(四国中央市消防団条例の一部改正)

第 2 条 四国中央市消防団条例（平成 20 年四国中央市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(四国中央市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第 3 条 四国中央市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和 5 年四国中央市条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

附則第 5 項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附則第 6 項中「次に」を「前項各号に」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条中四国中央市個人情報の保護に関する法律施行条例附則第 6 項の改正規定（「次に」を「前項各号に」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

(罰則等の適用に関する経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正

する法律（令和４年法律第 67 号。以下「刑法等一部改正法」という。）第 2 条の規定による改正前の刑法（明治 40 年法律第 45 号。以下この項において「旧刑法」という。）第 12 条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第 13 条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第 16 条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（四国中央市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和４年法律第 68 号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第 1 条の規定による改正後の四国中央市職員の給与に関する条例第 19 条の 3 第 1 項第 1 号及び同条第 3 項第 3 号の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

提 案 理 由

刑法（明治 40 年法律第 45 号）等の改正に伴い、関係条例の一部を改正するものである。

議案第 2 号

四国中央市ケーブルネットワーク施設条例の一部を改正する条例について

四国中央市ケーブルネットワーク施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 25 日 提出

四 国 中 央 市 長 篠 原 実

四国中央市ケーブルネットワーク施設条例の一部を改正する条例

四国中央市ケーブルネットワーク施設条例（平成 18 年四国中央市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 メタルケーブルインターネットの部ライトの項中「3,080 円」を「3,410 円」に改め、同表光ケーブルインターネットの部ライトの項中「3,410 円」を「3,740 円」に、「2,860 円」を「3,190 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の別表第 3 の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る利用料金について適用し、施行日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

3 この条例による改正後の別表第 3 の規定及び前項の規定にかかわらず、施行日前までにこの条例による改正前の第 7 条第 4 項の規定により前納した利用料金のうち施行日以後の利用に係るものについては、なお従前の例による。

提 案 理 由

ケーブルインターネットの利用料金を改定するため、本条例の一部を改正するものである。

議案第 3 号

四国中央市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

四国中央市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 25 日 提出

四国中央市長 篠 原 実

四国中央市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

四国中央市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 16 年四国中央市条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 3 第 2 項中「3 歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改め、同条第 4 項中「第 2 項中「3 歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項」を「及び前 2 項」に改める。

第 17 条第 1 項中「定める者」の次に「(第 19 条第 1 項において「配偶者等」という。)」を加える。

第 20 条を第 22 条とし、第 19 条を第 21 条とし、第 18 条の次に次の 2 条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第 19 条 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「申告等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が 40 歳に達した日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第 20 条 任命権者は、介護両立支援制度等の申告等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）の改正に伴い、本条例の一部を改正するものである。

議案第4号

四国中央市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

四国中央市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月25日提出

四国中央市長 篠原 実

四国中央市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(四国中央市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 四国中央市職員の給与に関する条例（平成16年四国中央市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第4条第7項中「次項の規定の適用を受ける」を「次項各号に掲げる」に改め、「(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員にあつては、3号給)」を削り、同条第8項中「55歳（規則で定める職員にあつては、56歳以上の年齢で規則で定めるもの）を超える」を「次の各号に掲げる」に、「同項に」を「それぞれ当該各号に掲げる職員の区分に応じ同項に」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 55歳（規則で定める職員にあつては、56歳以上の年齢で規則で定めるもの）を超える職員（次号に掲げる職員を除く。）
- (2) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定めるもの

第7条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(扶養手当)」を付し、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げ、同項第6号中「重度心身障害者」を「重度心身障がい者」に改め、同号を同項第5号とし、同条第3項中「及び第3号から第6号まで」を「に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万3,000円、前項第2号から第5号まで」に改め、「(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)」及び「、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万円」を削り、同条第4項中「(以下「特定期間」という。)」を削り、「特定期間」を「当該期間」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第8条を次のように改める。

第8条 削除

第8条の2第2項中「給料」の次に「、管理職手当」を加え、同項第3号中「100分の15」を「100分の12」に改め、同項第4号中「100分の12」を「100分の8」に改め、同項第5号中「100分の10」を「100分の4」に改め、同項第6号及び第7号を削る。

第8条の4第1項第2号中「配偶者」の次に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。)」を加える。

第9条第1項第1号中「道路(以下この項から第3項まで)」を「道路(以下この条)」に改め、同条第2項第1号中「以下この号及び次項」を「次項及び第5項」に、「という。)」を「という。)」に改め、同号ただし書を削り、同項第3号中「(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)」を削り、同条第3項中「(第1号及び次項)」を「(第1号、次項及び第5項)」に改め、「でその利用が市長が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削り、同項第1号中「特急列車等」の次に「の利用に係る特別料金等」を加え、「の2分の1に相当する額。」を「に相当する額(第5項において「特別料金等相当額」という。)」に改め、同号ただし書を削り、同条第4項中「国家公務員、職員以外の地方公務員又は市長が規則で定める法人に使用される者(以下「国家公務員等」という。)であった者から引き続き」を「新たに」に改め、「でその利用が市長が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削り、同条中第8項を第9項とし、第5項から第7項までを1項ずつ繰り下げ、第6項の前に次の1項を加える。

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合にあっては、その合計額)、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(特急列車等が2以上ある場合にあっては、その合計額)の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第9条の2第3項中「国家公務員等であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに」を「新たに給料表の適用を受ける職員となったことに」に改め、「(任用の事情等を考慮して市長が規則で定める職員に限る。)」を削る。

第16条の2第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間」を「午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)」に、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項中「当該各号に定める額」を「それぞれ当該各号に定める額(前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して市長が規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)」に改め、同項第1号中「(当該勤務に従事する時間等を考慮して市長が規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)」を削る。

第19条の5第1項中「から第8条の4まで」を「、第8条の2から第8条の4まで」に

改め、同条第2項中「から第8条の4まで」を「、第8条の2、第8条の3」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

（単位：円）

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号給	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200	
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700	
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200	
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700	
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000	
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300	
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500	
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700	
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000	
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300	
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500	
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700	
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500	
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300	
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100	
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700	
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300	
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900	
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500	
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200	

30	226, 700	264, 700	297, 800	342, 500	367, 800	399, 800	445, 000	
31	227, 800	265, 500	298, 900	344, 100	369, 000	400, 900	445, 400	
32	228, 900	266, 300	300, 100	345, 700	370, 400	402, 000	446, 100	
33	230, 000	267, 000	301, 300	347, 400	371, 500	402, 700	446, 600	
34	231, 100	267, 800	302, 600	349, 200	372, 400	403, 400	447, 000	
35	232, 200	268, 600	303, 900	351, 000	373, 400	404, 100	447, 400	
36	233, 300	269, 300	305, 200	352, 800	374, 500	404, 800	447, 800	
37	234, 400	270, 000	306, 500	354, 300	375, 300	405, 400	448, 200	
38	235, 400	270, 800	307, 800	355, 700	376, 200	406, 000	448, 600	
39	236, 400	271, 600	309, 100	357, 100	377, 100	406, 500	449, 000	
40	237, 300	272, 300	310, 400	358, 500	377, 900	406, 900	449, 300	
41	238, 200	273, 000	311, 700	360, 000	378, 700	407, 300	449, 600	
42	239, 100	273, 800	313, 000	360, 800	379, 500	407, 500	450, 000	
43	239, 900	274, 600	314, 300	361, 800	380, 300	407, 800	450, 300	
44	240, 700	275, 300	315, 400	362, 800	381, 000	408, 100	450, 600	
45	241, 400	276, 000	316, 300	363, 700	381, 700	408, 400	450, 900	
46	242, 000	276, 700	317, 600	364, 800	382, 400	408, 700		
47	242, 600	277, 400	318, 900	365, 700	383, 100	409, 000		
48	243, 200	278, 100	320, 200	366, 700	383, 800	409, 300		
49	243, 800	278, 800	321, 400	367, 600	384, 300	409, 500		
50	244, 400	279, 500	322, 700	368, 300	384, 900	409, 800		
51	245, 000	280, 200	323, 900	369, 000	385, 500	410, 100		
52	245, 500	280, 900	325, 100	369, 600	386, 200	410, 400		
53	246, 000	281, 500	326, 400	370, 000	386, 600	410, 600		
54	246, 400	282, 200	327, 500	370, 600	387, 200	410, 900		
55	246, 700	282, 800	328, 600	371, 300	387, 800	411, 200		
56	247, 000	283, 500	329, 700	372, 000	388, 300	411, 500		
57	247, 300	284, 100	330, 400	372, 300	388, 700	411, 700		
58	247, 600	284, 800	331, 300	373, 000	389, 300	412, 000		
59	247, 900	285, 400	332, 000	373, 700	389, 900	412, 300		
60	248, 200	286, 100	332, 800	374, 300	390, 400	412, 500		
61	248, 500	286, 700	333, 600	374, 600	390, 800	412, 700		
62	248, 800	287, 400	334, 000	375, 100	391, 300	413, 000		
63	249, 100	288, 000	334, 600	375, 700	391, 800	413, 300		
64	249, 400	288, 500	335, 300	376, 300	392, 400	413, 500		
65	249, 700	289, 000	336, 100	376, 600	392, 700	413, 700		
66	250, 000	289, 600	336, 800	377, 200	393, 100	414, 000		
67	250, 300	290, 100	337, 500	377, 900	393, 500	414, 300		
68	250, 600	290, 700	338, 100	378, 500	393, 900	414, 500		

69	250, 900	291, 200	338, 600	378, 900	394, 200	414, 700		
70	251, 200	291, 700	339, 200	379, 400	394, 500	415, 000		
71	251, 500	292, 300	339, 700	380, 000	394, 800	415, 300		
72	251, 800	292, 900	340, 300	380, 500	395, 000	415, 500		
73	252, 100	293, 400	340, 600	381, 000	395, 200	415, 700		
74	252, 400	293, 900	341, 100	381, 600	395, 500			
75	252, 700	294, 300	341, 500	382, 100	395, 800			
76	253, 000	294, 600	341, 900	382, 400	396, 000			
77	253, 300	294, 800	342, 300	382, 800	396, 200			
78	253, 600	295, 100	342, 800	383, 300	396, 500			
79	253, 900	295, 300	343, 300	383, 700	396, 800			
80	254, 200	295, 600	343, 800	384, 100	397, 000			
81	254, 500	295, 800	344, 100	384, 500	397, 200			
82	254, 800	296, 000	344, 500	385, 000	397, 500			
83	255, 100	296, 300	344, 900	385, 400	397, 800			
84	255, 400	296, 500	345, 300	385, 800	398, 000			
85	255, 700	296, 800	345, 600	386, 100	398, 200			
86	256, 000	297, 100	346, 000					
87	256, 300	297, 400	346, 400					
88	256, 600	297, 700	346, 800					
89	256, 900	298, 000	347, 000					
90	257, 200	298, 300	347, 400					
91	257, 500	298, 600	347, 800					
92	257, 800	299, 000	348, 200					
93	258, 100	299, 200	348, 400					
94		299, 400	348, 800					
95		299, 700	349, 200					
96		300, 100	349, 500					
97		300, 300	349, 800					
98		300, 600	350, 200					
99		301, 000	350, 600					
100		301, 400	351, 000					
101		301, 600	351, 500					
102		301, 900	351, 900					
103		302, 200	352, 300					
104		302, 500	352, 700					
105		302, 700	353, 200					
106		303, 000	353, 600					

	107		303, 300	353, 900					
	108		303, 600	354, 200					
	109		303, 800	354, 700					
	110		304, 200						
	111		304, 600						
	112		304, 900						
	113		305, 100						
	114		305, 300						
	115		305, 600						
	116		306, 000						
	117		306, 200						
	118		306, 400						
	119		306, 700						
	120		307, 000						
	121		307, 400						
	122		307, 600						
	123		307, 900						
	124		308, 200						
	125		308, 500						
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
		192, 000	219, 500	260, 000	279, 700	294, 900	320, 600	362, 700	396, 200

別表第2（第3条関係）

医療職給料表

（単位：円）

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時	1	291, 400	400, 300	455, 100
	2	293, 700	403, 000	457, 100
	3	296, 000	405, 600	459, 000
	4	298, 200	408, 100	460, 900
	5	300, 300	410, 500	462, 300

間勤 務職 員以 外の 職員	6	303, 800	412, 700	464, 100
	7	307, 300	414, 800	465, 900
	8	310, 700	416, 900	467, 700
	9	314, 100	419, 000	469, 500
	10	317, 600	420, 500	471, 300
	11	321, 000	422, 000	473, 100
	12	324, 400	423, 500	474, 900
	13	327, 800	424, 900	476, 700
	14	331, 300	426, 400	478, 500
	15	334, 700	427, 900	480, 300
	16	338, 100	429, 300	482, 100
	17	341, 500	430, 700	483, 900
	18	344, 600	432, 200	485, 800
	19	347, 700	433, 700	487, 700
	20	350, 800	435, 100	489, 600
	21	354, 000	436, 500	491, 500
	22	357, 100	438, 000	493, 200
	23	360, 200	439, 500	495, 000
	24	363, 200	440, 900	496, 800
	25	366, 200	442, 300	498, 400
	26	368, 500	443, 700	500, 200
	27	370, 800	445, 100	502, 000
	28	373, 000	446, 500	503, 600
	29	374, 900	447, 900	505, 000
	30	376, 600	449, 300	506, 700
	31	378, 300	450, 700	508, 500
	32	380, 100	452, 100	510, 200
	33	381, 900	453, 500	511, 700
	34	383, 700	454, 900	513, 000
	35	385, 300	456, 300	514, 300
	36	386, 700	457, 700	515, 600
	37	388, 100	459, 100	516, 600
	38	389, 600	460, 800	517, 900
	39	391, 100	462, 400	519, 200
	40	392, 600	464, 000	520, 500
	41	394, 100	465, 600	521, 500
	42	394, 800	466, 800	522, 300
	43	395, 400	468, 000	523, 100
	44	396, 100	469, 100	523, 900

45	397, 000	470, 100	524, 800
46	397, 600	471, 100	525, 600
47	398, 200	472, 000	526, 400
48	398, 800	472, 800	527, 100
49	399, 400	473, 500	527, 900
50	399, 900	474, 200	528, 700
51	400, 400	474, 900	529, 400
52	400, 900	475, 500	530, 300
53	401, 400	476, 200	531, 200
54	401, 800	476, 900	532, 000
55	402, 200	477, 500	532, 900
56	402, 600	478, 100	533, 800
57	403, 000	478, 400	534, 600
58	403, 400	479, 000	535, 500
59	403, 800	479, 700	536, 400
60	404, 200	480, 400	537, 100
61	404, 600	480, 800	537, 900
62	405, 000	481, 400	538, 800
63	405, 400	482, 100	539, 700
64	405, 800	482, 800	540, 600
65	406, 100	483, 200	541, 400
66		483, 800	542, 300
67		484, 400	543, 200
68		484, 900	544, 100
69		485, 400	544, 900
70		485, 900	545, 800
71		486, 400	546, 700
72		486, 900	547, 600
73		487, 300	548, 400
74		487, 800	
75		488, 200	
76		488, 700	
77		489, 200	
78		489, 800	
79		490, 400	
80		490, 800	
81		491, 300	
82		491, 900	

	83		492,500	
	84		493,000	
	85		493,500	
定年		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
前再		301,700	344,400	399,500
任用				
短時				
間勤				
務職				
員				

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で規則で定めるものに適用する。

(四国中央市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第2条 四国中央市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成16年四国中央市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第4条の2第2号中「配偶者」の次に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条第1号において同じ。)」を加える。

第16条第2項中「及び第4条の2」を削る。

(四国中央市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 四国中央市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成16年四国中央市条例第175号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げ、同項第6号中「重度心身障害者」を「重度心身障がい者」に改め、同号を同項第5号とする。

第6条第2号中「配偶者」の次に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)」を加える。

第14条第2項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項中「週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間」を「午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）」に、「勤務した」を「勤務をした」に改める。

第22条第2項中「及び第6条」を削る。

(四国中央市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第4条 四国中央市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成22年四国中央市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項を削り、同条第4項中「第2項」を「前項」に改め、「及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給」を削り、同項を同条第3項とする。

第9条第1項中「から第8条の2まで」を「、第8条の2」に、「、第18条の3及び第19条の4」を「及び第18条の3」に改め、同条第2項中「及び第19条第2項」を「、第19条第2項及び第19条の4第2項第1号」に、「とする」を「、給与条例第19条の4第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」とする」に改める。

第10条第1項を削り、同条第2項中「、第13条及び第16条」を「及び第13条」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項中「第2条第3項及び」及び「、企業職員給与条例第2条第3項中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と」を削り、「企業職員給与条例第14条」を「同条」に改め、同項を同条第2項とする。

(四国中央市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第5条 四国中央市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年四国中央市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「100分の122.5」を「100分の125」に改める。

第15条第2項中「100分の102.5」を「100分の105」に改める。

第24条第1項中「100分の122.5」を「100分の125」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条、第4条関係）

給料表

(単位:円)

職務 の級 号給	行政職（一）		行政職（二）	
	1 級	2 級	1 級	2 級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	183,500	230,000	185,700	227,700
2	184,600	231,500	187,400	228,500
3	185,800	233,000	189,100	229,300
4	186,900	234,500	190,800	230,100
5	188,000	236,000	192,500	230,800
6	189,700	237,500	194,200	231,600
7	191,300	239,000	195,800	232,400
8	192,900	240,500	197,400	233,200
9	194,500	242,000	199,000	234,000
10	196,200	243,400	200,500	234,700
11	197,800	244,800	202,000	235,400
12	199,400	246,200	203,500	236,100
13	201,000	247,400	205,000	236,800
14	202,700	248,600	206,500	237,400
15	204,400	249,800	208,000	238,000
16	206,100	251,000	209,500	238,600
17	207,400	252,100	211,000	239,200
18	209,000	253,200	212,400	239,800
19	210,600	254,300	213,800	240,400
20	212,100	255,400	215,200	240,900
21	213,600	256,400	216,600	241,400
22	215,200	257,400	217,700	241,900

23	216, 800	258, 400	218, 800	242, 400
24	218, 400	259, 400	219, 900	242, 900
25	220, 000	260, 400	220, 900	243, 400
26	221, 700	261, 300	221, 800	243, 900
27	223, 000	262, 200	222, 700	244, 300
28	224, 300	263, 100	223, 600	244, 800
29	225, 600	263, 900	224, 500	245, 400
30	226, 700	264, 700	225, 300	245, 900
31	227, 800	265, 500	226, 100	246, 400
32	228, 900	266, 300	226, 900	246, 800
33	230, 000	267, 000	227, 700	247, 200
34	231, 100	267, 800	228, 400	247, 700
35	232, 200	268, 600	229, 100	248, 200
36	233, 300	269, 300	229, 800	248, 600
37	234, 400	270, 000	230, 500	249, 000
38	235, 400	270, 800	231, 100	249, 500
39	236, 400	271, 600	231, 700	250, 000
40	237, 300	272, 300	232, 300	250, 400
41	238, 200	273, 000	233, 000	250, 800
42	239, 100	273, 800	233, 500	251, 300
43	239, 900	274, 600	234, 000	251, 800
44	240, 700	275, 300	234, 500	252, 200
45	241, 400	276, 000	235, 000	252, 600
46	242, 000	276, 700	235, 400	253, 000
47	242, 600	277, 400	235, 800	253, 400
48	243, 200	278, 100	236, 200	253, 800
49	243, 800	278, 800	236, 600	254, 200
50	244, 400	279, 500	236, 900	254, 600
51	245, 000	280, 200	237, 200	255, 000
52	245, 500	280, 900	237, 500	255, 400
53	246, 000	281, 500	237, 800	255, 800
54	246, 400	282, 200	238, 100	256, 200
55	246, 700	282, 800	238, 400	256, 600
56	247, 000	283, 500	238, 700	257, 000
57	247, 300	284, 100	238, 900	257, 300
58	247, 600	284, 800	239, 200	257, 700
59	247, 900	285, 400	239, 500	258, 100
60	248, 200	286, 100	239, 700	258, 400

61	248, 500	286, 700	239, 900	258, 700
62	248, 800	287, 400	240, 200	259, 100
63	249, 100	288, 000	240, 500	259, 500
64	249, 400	288, 500	240, 700	259, 800
65	249, 700	289, 000	240, 900	260, 100
66	250, 000	289, 600	241, 200	260, 400
67	250, 300	290, 100	241, 500	260, 700
68	250, 600	290, 700	241, 700	260, 900
69	250, 900	291, 200	241, 900	261, 100
70	251, 200	291, 700	242, 200	261, 400
71	251, 500	292, 300	242, 500	261, 700
72	251, 800	292, 900	242, 700	261, 900
73	252, 100	293, 400	242, 900	262, 100
74	252, 400	293, 900	243, 200	262, 400
75	252, 700	294, 300	243, 500	262, 700
76	253, 000	294, 600	243, 700	262, 900
77	253, 300	294, 800	243, 900	263, 100
78	253, 600	295, 100	244, 200	263, 400
79	253, 900	295, 300	244, 500	263, 700
80	254, 200	295, 600	244, 700	263, 900
81	254, 500	295, 800	244, 900	264, 100
82	254, 800	296, 000	245, 200	264, 400
83	255, 100	296, 300	245, 400	264, 700
84	255, 400	296, 500	245, 700	264, 900
85	255, 700	296, 800	245, 900	265, 100
86	256, 000	297, 100	246, 100	265, 300
87	256, 300	297, 400	246, 400	265, 600
88	256, 600	297, 700	246, 700	265, 900
89	256, 900	298, 000	246, 900	266, 100
90	257, 200	298, 300	247, 200	266, 300
91	257, 500	298, 600	247, 500	266, 600
92	257, 800	299, 000	247, 700	266, 800
93	258, 100	299, 200	247, 900	267, 100
94		299, 400	248, 200	267, 400
95		299, 700	248, 500	267, 700
96		300, 100	248, 700	267, 900
97		300, 300	248, 900	268, 100
98		300, 600	249, 200	268, 400
99		301, 000	249, 500	268, 600

100		301, 400	249, 700	268, 900
101		301, 600	249, 900	269, 100
102		301, 900	250, 200	269, 300
103		302, 200	250, 500	269, 600
104		302, 500	250, 700	269, 900
105		302, 700	250, 900	270, 100
106		303, 000		270, 300
107		303, 300		270, 600
108		303, 600		270, 800
109		303, 800		271, 100
110		304, 200		271, 400
111		304, 600		271, 700
112		304, 900		271, 900
113		305, 100		272, 100
114		305, 300		272, 400
115		305, 600		272, 600
116		306, 000		272, 800
117		306, 200		273, 100
118		306, 400		273, 400
119		306, 700		273, 700
120		307, 000		273, 900
121		307, 400		274, 100
122		307, 600		274, 300
123		307, 900		274, 600
124		308, 200		274, 900
125		308, 500		275, 100
126				275, 300
127				275, 600
128				275, 900
129				276, 100
130				276, 300
131				276, 600
132				276, 900
133				277, 100
134				277, 300
135				277, 600
136				277, 900
137				278, 100

(四国中央市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 四国中央市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和6年四国中央市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第4条のうち、四国中央市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第9条第2項の改正規定中「100分の172.5」を「100分の95」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第1条中四国中央市職員の給与に関する条例第7条第2項第6号の改正規定（「重度心身障害者」を「重度心身障がい者」に改める部分に限る。）、第16条の2第1項の改正規定及び同条第2項の改正規定（「勤務した」を「勤務をした」に改める部分に限る。）、第2条中四国中央市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例第4条の2第2号の改正規定、第3条中四国中央市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条第2項第6号の改正規定（「重度心身障害者」を「重度心身障がい者」に改める部分に限る。）、第14条第2項の改正規定及び同条第3項の改正規定（「勤務した」を「勤務をした」に改める部分に限る。）並びに第6条の規定は、公布の日から施行する。

(号給の切替え)

- 2 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において四国中央市職員の給与に関する条例別表第1及び別表第2の給料表の適用を受けていた職員であつて同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であつたものの切替日における号給（以下「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

- 4 切替日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の四国中央市職員の給与に関する条例（以下「改正後の職員給与条例」という。）第7条の規定の適用については、同条第1項中「支給する。」とあるのは「支給する。ただし、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものに対しては、支給しない。」と、同条第2項中

「(5) 重度心身障がい者」とあるのは

「(5) 重度心身障がい者
(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」と、同条第

3項中「1万3,000円」とあるのは「1万1,500円」と、「とする」とあるのは「、同項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする。」とする。

5 切替日から令和8年3月31日までの間における第3条の規定による改正後の四国中央市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条の規定の適用については、同条第1項中「支給する。」とあるのは「支給する。ただし、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、市長が定める職員に対しては、支給しない」と、同条第2項中

「(5) 重度心身障がい者」とあるのは

「(5) 重度心身障がい者

(6) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」とする。

(通勤手当及び単身赴任手当に関する経過措置)

6 改正後の職員給与条例第9条第4項及び第9条の2第3項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となったものにも適用する。

(委任)

7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則別表(附則第2項関係)

号給の切替表

ア 行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新号給					
	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1
15	11	7	7	3	1	1
16	12	8	8	4	1	1
17	13	9	9	5	1	1
18	14	10	10	6	2	1
19	15	11	11	7	3	1
20	16	12	12	8	4	1

21	17	13	13	9	5	1
22	18	14	14	10	6	1
23	19	15	15	11	7	1
24	20	16	16	12	8	2
25	21	17	17	13	9	2
26	22	18	18	14	10	2
27	23	19	19	15	11	2
28	24	20	20	16	12	3
29	25	21	21	17	13	3
30	26	22	22	18	14	3
31	27	23	23	19	15	3
32	28	24	24	20	16	3
33	29	25	25	21	17	3
34	30	26	26	22	18	4
35	31	27	27	23	19	4
36	32	28	28	24	20	4
37	33	29	29	25	21	4
38	34	30	30	26	22	4
39	35	31	31	27	23	4
40	36	32	32	28	24	4
41	37	33	33	29	25	4
42	38	34	34	30	26	5
43	39	35	35	31	27	5
44	40	36	36	32	28	5
45	41	37	37	33	29	5
46	42	38	38	34	30	
47	43	39	39	35	31	
48	44	40	40	36	32	
49	45	41	41	37	33	
50	46	42	42	38	34	
51	47	43	43	39	35	
52	48	44	44	40	36	
53	49	45	45	41	37	
54	50	46	46	42	38	
55	51	47	47	43	39	
56	52	48	48	44	40	
57	53	49	49	45	41	
58	54	50	50	46	42	

59	55	51	51	47	43	
60	56	52	52	48	44	
61	57	53	53	49	45	
62	58	54	54	50		
63	59	55	55	51		
64	60	56	56	52		
65	61	57	57	53		
66	62	58	58	54		
67	63	59	59	55		
68	64	60	60	56		
69	65	61	61	57		
70	66	62	62	58		
71	67	63	63	59		
72	68	64	64	60		
73	69	65	65	61		
74	70	66	66	62		
75	71	67	67	63		
76	72	68	68	64		
77	73	69	69	65		
78	74	70	70	66		
79	75	71	71	67		
80	76	72	72	68		
81	77	73	73	69		
82	78	74	74	70		
83	79	75	75	71		
84	80	76	76	72		
85	81	77	77	73		
86	82	78	78			
87	83	79	79			
88	84	80	80			
89	85	81	81			
90	86	82	82			
91	87	83	83			
92	88	84	84			
93	89	85	85			
94	90					
95	91					
96	92					
97	93					

98	94					
99	95					
100	96					
101	97					
102	98					
103	99					
104	100					
105	101					
106	102					
107	103					
108	104					
109	105					
110	106					
111	107					
112	108					
113	109					

イ 医療職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新号給	
	2 級	3 級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	1
10	1	1
11	1	1
12	1	1
13	1	1
14	2	1
15	3	1
16	4	1
17	5	1
18	6	2
19	7	3

20	8	4
21	9	5
22	10	6
23	11	7
24	12	8
25	13	9
26	14	10
27	15	11
28	16	12
29	17	13
30	18	14
31	19	15
32	20	16
33	21	17
34	22	18
35	23	19
36	24	20
37	25	21
38	26	22
39	27	23
40	28	24
41	29	25
42	30	26
43	31	27
44	32	28
45	33	29
46	34	30
47	35	31
48	36	32
49	37	33
50	38	34
51	39	35
52	40	36
53	41	37
54	42	38
55	43	39
56	44	40
57	45	41

58	46	42
59	47	43
60	48	44
61	49	45
62	50	46
63	51	47
64	52	48
65	53	49
66	54	50
67	55	51
68	56	52
69	57	53
70	58	54
71	59	55
72	60	56
73	61	57
74	62	58
75	63	59
76	64	60
77	65	61
78	66	62
79	67	63
80	68	64
81	69	65
82	70	66
83	71	67
84	72	68
85	73	69
86	74	70
87	75	71
88	76	72
89	77	73
90	78	
91	79	
92	80	
93	81	
94	82	
95	83	
96	84	

97	85	
----	----	--

提 案 理 由

現下の社会情勢に鑑み、人事院勧告に準じて職員等の給与を改定するため、関係条例の一部を改正するものである。

議案第 5 号

四国中央市川之江文化センター条例の一部を改正する条例について

四国中央市川之江文化センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 25 日 提出

四 国 中 央 市 長 篠 原 実

四国中央市川之江文化センター条例の一部を改正する条例

四国中央市川之江文化センター条例（平成 16 年四国中央市条例第 69 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 移動放送設備の項から OHP の項までを削り、同表ビデオプロジェクター一式の項中「ビデオプロジェクター一式」を「プロジェクター一式」に改め、同表テレビ・ビデオデッキの項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

川之江文化センターの設備等の更新等に伴い、本条例の一部を改正するものである。

議案第 6 号

四国中央市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

四国中央市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 25 日 提出

四国中央市長 篠 原 実

四国中央市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

四国中央市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年四国中央市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項第 1 号中「支援」の次に「（次項において「保育内容支援」という。）」を加え、「行う」を「実施する」に改め、同項第 3 号中「第 4 項第 1 号」を「第 6 項第 1 号」に改め、同条第 2 項及び第 3 項を次のように改める。

2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第 1 号の規定を適用しないことができる。

（1）家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

（2）次に掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の「保育内容支援連携協力者」とは、第 27 条に規定する小規模保育事業 A 型若しくは小規模保育事業 B 型又は事業所内保育事業を行う者（第 5 項において「小規模保育事業 A 型事業者等」という。）であって、第 1 項第 1 号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

第 6 条中第 5 項を第 7 項とし、第 4 項を第 6 項とし、同項の前に次の 2 項を加える。

4 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすと認めるときは、

第1項第2号の規定を適用しないことができる。

(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次に掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

5 前項各号の「代替保育連携協力者」とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

(1) 家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市長が認める者

第16条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附則第3条中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第6条第1項第1号の改正規定（「行う」を「実施する」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の改正に伴い、本条例の一部を改正するものである。

議案第 7 号

四国中央市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

四国中央市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 25 日 提出

四 国 中 央 市 長 篠 原 実

四国中央市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

四国中央市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年四国中央市条例第 20 号) の一部を次のように改正する。

附則第 3 条第 1 項及び第 2 項中「令和 7 年 3 月 31 日」を「令和 12 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

放課後児童支援員の資格要件等に関する緩和措置の期間を延長するため、本条例の一部を改正するものである。

議案第 8 号

四国中央市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例について

四国中央市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 25 日 提出

四 国 中 央 市 長 篠 原 実

四国中央市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

四国中央市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
(平成 26 年四国中央市条例第 22 号) の一部を次のように改正する。

第 37 条第 1 項中「第 42 条第 3 項第 1 号」を「第 42 条第 3 項」に、「同号」を「同項」に
改める。

第 42 条第 1 項中「第 5 項」を「第 7 項」に改め、同項第 1 号中「支援」の次に「（次項に
おいて「保育内容支援」という。）」を加え、「行う」を「実施する」に改め、同項第 3 号
中「第 4 項第 1 号」を「第 6 項第 1 号」に改め、同条第 2 項及び第 3 項を次のように改める。

2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著し
く困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前
項第 1 号の規定を適用しないことができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次に掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及
び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措
置が講じられていること。

3 前項各号の「保育内容支援連携協力者」とは、小規模保育事業 A 型若しくは小規模保育
事業 B 型又は事業所内保育事業を行う者(第 5 項において「小規模保育事業 A 型事業者等」
という。)であって、第 1 項第 1 号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

第 42 条中第 9 項を第 11 項とし、第 4 項から第 8 項までを 2 項ずつ繰り下げ、第 6 項の前
に次の 2 項を加える。

4 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすと認めるときは、第1項第2号の規定を適用しないことができる。

(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次に掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

5 前項各号の「代替保育連携協力者」とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

(1) 特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市長が認める者

附則第5条中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第42条第1項第1号の改正規定(「行う」を「実施する」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)の改正に伴い、本条例の一部を改正するものである。

議案第 9 号

四国中央市医師確保奨学金貸付条例の一部を改正する条例について

四国中央市医師確保奨学金貸付条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 25 日 提出

四 国 中 央 市 長 篠 原 実

四国中央市医師確保奨学金貸付条例の一部を改正する条例

四国中央市医師確保奨学金貸付条例（平成 29 年四国中央市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 2 号中「入学する年度に入学金として納める額。」を「次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額」に改め、同号ただし書を削り、同号に次のように加える。

ア 四国内に存する大学に入学する者 入学金として納める額に 50 万円を加えた額。ただし、100 万円を限度とする。

イ アに掲げる者以外の者 入学金として納める額。ただし、50 万円を限度とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第 4 条第 1 項第 2 号の規定は、この条例の施行の日以後に申請する入学資金奨学金について適用し、同日前に申請した入学資金奨学金については、なお従前の例による。

提 案 理 由

四国内に存する大学に入学する者に係る奨学金を拡充するため、本条例の一部を改正するものである。

議案第 10 号

四国中央市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

四国中央市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 25 日 提出

四国中央市長 篠 原 実

四国中央市国民健康保険条例の一部を改正する条例

四国中央市国民健康保険条例（平成 16 年四国中央市条例第 124 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条中「、資産割額」を削る。

第 14 条を次のように改める。

第 14 条 削除

第 15 条第 1 項第 1 号中「100 分の 40」を「100 分の 50」に改め、同項中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とする。

第 15 条の 6 中「65 万円」を「66 万円」に改める。

第 15 条の 6 の 3 中「、資産割額」を削る。

第 15 条の 6 の 5 を次のように改める。

第 15 条の 6 の 5 削除

第 15 条の 6 の 6 第 1 項第 1 号中「100 分の 40」を「100 分の 50」に改め、同項中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とする。

第 15 条の 6 の 12 中「24 万円」を「26 万円」に改める。

第 15 条の 8 中「、資産割額」を削る。

第 15 条の 9 中「第 15 条の 11」を「次条」に改める。

第 15 条の 10 を削る。

第 15 条の 11 第 1 項第 1 号中「100 分の 40」を「100 分の 50」に改め、同項中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とし、同条を第 15 条の 10 とする。

第 15 条の 12 を第 15 条の 11 とする。

第 21 条第 1 項中「65 万円」を「66 万円」に改め、同項第 2 号中「29 万 5,000 円」を「30 万 5,000 円」に改め、同項第 3 号中「54 万 5,000 円」を「56 万円」に改め、同条第 3 項中「65 万円」を「66 万円」に、「24 万円」を「26 万円」に改め、同条第 4 項中「65 万円」を「66 万円」に、「第 15 条の 11」を「第 15 条の 10」に改める。

第 21 条の 4 第 1 項中「65 万円」を「66 万円」に改め、同条第 3 項中「65 万円」を「66 万円」に、「24 万円」を「26 万円」に改め、同条第 4 項中「65 万円」を「66 万円」に、「第 15 条の 11」を「第 15 条の 10」に改め、同条第 5 項中「65 万円」を「66 万円」に改め、同条第 7 項中「65 万円」を「66 万円」に、「24 万円」を「26 万円」に改め、同条第 8 項中「65 万円」を「66 万円」に、「第 15 条の 11」を「第 15 条の 10」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の四国中央市国民健康保険条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 6 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

提 案 理 由

国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）の改正等に伴い、本条例の一部を改正するものである。

議案第 11 号

四国中央市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

四国中央市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 25 日 提出

四国中央市長 篠原 実

四国中央市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

四国中央市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例（平成 27 年四国中央市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「前項の規定」を「前 2 項の規定」に、「四国中央市介護保険運営協議会（四国中央市介護保険条例（平成 16 年四国中央市条例第 127 号）第 4 条に規定する協議会をいう。以下「協議会」という。）」を「協議会」に改め、同項の表おおむね 1,000 人未満の項及びおおむね 1,000 人以上 2,000 人未満の項中「前項各号」を「第 1 項各号」に改め、同表おおむね 2,000 人以上 3,000 人未満の項中「前項第 1 号」を「第 1 項第 1 号」に改め、同条第 2 項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、常勤の職員の員数について、第 1 号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると四国中央市介護保険運営協議会（四国中央市介護保険条例（平成 16 年四国中央市条例第 127 号）第 4 条に規定する協議会をいう。以下「協議会」という。）において認められた場合には、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）の改正に伴い、本条例の一部を改正するものである。

議案第 12 号

四国中央市布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事、布設工事監督者の資格及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例について

四国中央市布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事、布設工事監督者の資格及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 25 日 提出

四 国 中 央 市 長 篠 原 実

四国中央市布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事、布設工事監督者の資格及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例

四国中央市布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事、布設工事監督者の資格及び水道技術管理者の資格を定める条例（平成 24 年四国中央市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 1 号中「の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、又は」を「又は」に、「若しくは」を「又は」に、「2 年以上水道」を「3 年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この項において「水道等」という。）」に改め、「者」の次に「（1 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同項第 2 号中「の土木工学科」を削り、「これに」を「旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに」に改め、「において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目」を削り、「3 年以上水道」を「4 年以上水道等」に改め、「者」の次に「（2 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同項第 3 号中「による専門学校」の次に「（次号において「短期大学等」という。）」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（2 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同項第 8 号中「水道に」を「水道等に」に改め、「もの」の次に「（6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。）」を加え、同号を同項第 10 号とし、同項第 7 号中「若しくは第 2 号に規定する課程及び学科目又は第 3 号若しくは第 4 号に規定する課程に相当する課程又は学科目」を「から第 6 号までに規定する課程に相当する課程」に、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の 2 分の 1 以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同項第 9 号とし、同項第 6 号中「の卒業者」を「の規定による卒業をした者」に、「にあつて

は「1年以上」を「にあっては2年以上」に、「2年以上水道」を「3年以上水道等」に改め、「もの」の次に「(第1号の規定による卒業をした者にあっては1年以上、第2号の規定による卒業をした者にあっては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。)」を加え、同号を同項第8号とし、同項第5号中「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「(5年以上水道の工事に係る技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」を加え、同号を同項第7号とし、同号の前に次の1号を加える。

(6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第3条第1項第4号中「による中等学校」の次に「(次号において「高等学校等」という。)」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「(3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」を加え、同号を同項第5号とし、同号の前に次の1号を加える。

(4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあっては、修了した後）、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第3条第1項に次の1号を加える。

(11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であつて、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。）

第3条第2項を次のように改める。

- 2 簡易水道事業又は給水人口が5万人以下である水道事業（以下「簡易水道等」という。）に係る前項の規定の適用については、同項第1号中「3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この項において「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第2号中「4年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第4号中「6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第5号中「7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第6号中「8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水

道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」とあるのは「4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第7号中「10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第8号中「2年以上、第2号の規定による卒業をした者にあつては3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（第1号の規定による卒業をした者にあつては1年以上、第2号の規定による卒業をした者にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。）」とあるのは「1年以上、第2号の規定による卒業をしたものにあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの」と、同項第9号中「最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第10号中「1年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。）」とあるのは「6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの」と、同項第11号中「3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。）」とあるのは「1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの」とする。

第4条第1項第1号を次のように改める。

- (1) 前条第1項第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあつては、修了した後）、同項第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあつては、修了した者）については5年以上、同項第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第4条第1項第2号中「及び第4号」を「又は第5号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目」を「の課程」に、「学科目」を「課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）」に、「同項第4号」を「同項第5号」に改め、同項第4号中「及び第4号」を「及び第5号」に、「学科目」を「課程」に、「同項第4号」を「同項第5号」に改め、同項第5号中「第2号」を「第1号若しくは第2号」に、「学科目」を「課程」に改め、同項に次の2号を加える。

- (7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であつて、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (8) 建設業法施行令第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であつて、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

第4条第2項中「簡易水道」を「簡易水道等」に、「1000立方メートル」を「1万立方メー

トル」に改め、「専用水道」の次に「に係る前項の規定の適用」を加え、「前項第1号」を「同項第1号」に、「簡易水道以外の水道」とあるのは「簡易水道」を「3年以上」とあるのは「1年6月以上」と、「5年以上」とあるのは「2年6月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6月以上」に、「それぞれ読み替えるものとする」を「、同項第7号中「1年以上」とあるのは「6月以上」と、同項第8号中「3年以上」とあるのは「1年6月以上」とする」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提 案 理 由

水道法施行令（昭和32年政令第336号）等の改正に伴い、本条例の一部を改正するものである。

議案第 13 号

令和 6 年度四国中央市一般会計補正予算（第 8 号）

令和 6 年度四国中央市の一般会計補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 324, 000 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 47, 453, 000 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加及び変更は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更及び廃止は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 7 年 2 月 25 日 提出

四国中央市長 篠 原 実

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2 地方譲与税		407,000	12,000	419,000
	3 森林環境譲与税	102,000	12,000	114,000
10 地方特例交付金		322,000	104,985	426,985
	1 地方特例交付金	322,000	104,985	426,985
11 地方交付税		6,301,069	409,230	6,710,299
	1 地方交付税	6,301,069	409,230	6,710,299
13 分担金及び負担金		418,503	△14,344	404,159
	2 負担金	416,503	△14,344	402,159
15 国庫支出金		6,962,415	△402,582	6,559,833
	1 国庫負担金	4,312,164	23,753	4,335,917
	2 国庫補助金	2,635,267	△426,335	2,208,932
16 県支出金		2,839,636	△7,537	2,832,099
	1 県負担金	1,788,895	23,443	1,812,338
	2 県補助金	692,243	△22,992	669,251
	3 委託金	358,498	△7,988	350,510
17 財産収入		47,751	6,302	54,053
	1 財産運用収入	28,061	6,302	34,363
18 寄附金		1,779,668	200,000	1,979,668

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	1 寄 附 金	1,779,668	200,000	1,979,668
19 繰 入 金		2,636,862	△862,640	1,774,222
	2 基金繰入金	2,407,376	△862,640	1,544,736
20 繰 越 金		2,741,676	623,632	3,365,308
	1 繰 越 金	2,741,676	623,632	3,365,308
21 諸 収 入		986,102	△74,646	911,456
	5 雑 入	618,294	△74,646	543,648
22 市 債		3,944,500	△318,400	3,626,100
	1 市 債	3,944,500	△318,400	3,626,100
歳 入 合 計		47,777,000	△324,000	47,453,000

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総 務 費		千円 5,644,942	千円 498,174	千円 6,143,116
	1 総務管理費	5,005,233	512,701	5,517,934
	4 選 挙 費	143,441	△14,527	128,914
3 民 生 費		18,825,667	△357,807	18,467,860
	1 社会福祉費	6,719,531	△328,705	6,390,826
	3 児童福祉費	6,763,957	△29,102	6,734,855
4 衛 生 費		4,101,434	△272,990	3,828,444
	1 保健衛生費	2,139,637	△170,923	1,968,714
	2 清 掃 費	1,961,797	△102,067	1,859,730
6 農林水産業費		1,049,525	△4,983	1,044,542
	1 農 業 費	690,935	△22,537	668,398
	2 林 業 費	282,985	17,554	300,539
7 商 工 費		1,157,233	57,182	1,214,415
	1 商 工 費	1,157,233	57,182	1,214,415
8 土 木 費		3,575,741	△66,032	3,509,709
	1 土木管理費	242,422	3,726	246,148
	2 道路橋りょう費	1,204,580	△23,787	1,180,793
	3 河 川 費	168,628	△6,000	162,628

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	4 港 湾 費	386,368	22,000	408,368
	5 都市計画費	1,312,782	△61,971	1,250,811
9 消 防 費		1,780,893	△6,200	1,774,693
	1 消 防 費	1,780,893	△6,200	1,774,693
10 教 育 費		6,491,309	△170,899	6,320,410
	2 小学校費	2,096,299	△32,079	2,064,220
	3 中学校費	978,988	△90,000	888,988
	4 幼稚園費	207,127	△1,750	205,377
	5 社会教育費	1,207,384	△12,049	1,195,335
	6 保健体育費	1,585,847	△35,021	1,550,826
14 予 備 費		85,614	△445	85,169
	1 予 備 費	85,614	△445	85,169
歳 出	合 計	47,777,000	△324,000	47,453,000

第2表 繰越明許費補正

(追加)

款	項	事業名	金額
			千円
2 総務費	1 総務管理費	防災関連紙製品PR事業	1,752
3 民生費	1 社会福祉費	太陽の家整備事業	111,800
		住民税非課税世帯等 物価高騰対策支援事業	159,478
		低所得子育て世帯等 物価高騰対策支援事業	20,689
4 衛生費	2 清掃費	エコトピアひうち 施設整備事業	34,320
6 農林水産業費	1 農業費	市単土地改良事業	36,600
	2 林業費	森林環境整備事業	14,900
		市単林道整備事業	1,149
	3 水産業費	漁港海岸整備事業	1,060
7 商工費	1 商工費	燃油価格高騰対策 事業者支援事業	63,300
		霧の森整備事業	11,580
8 土木費	2 道路橋りょう費	社会資本整備総合交付金事業	132,864
		市単道路改良事業 (過疎対策事業分)	9,600
		道路メンテナンス事業	71,676

款	項	事業名	金額
8 土 木 費	5 都 市 計 画 費	塩谷・小山線街路改築事業	千円 14,292
		排水路整備事業	19,800
		公園施設長寿命化対策事業	36,288
		江之元地区再開発事業	26,791
10 教 育 費	3 中 学 校 費	中学校施設整備事業	331,474
	5 社 会 教 育 費	社会教育施設整備事業	4,000
	6 保 健 体 育 費	体育施設整備事業	200,647
11 災 害 復 旧 費	2 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	現年度道路橋りょう 公共災害復旧事業	6,284

(変 更)

款	項	事業名	金 額	
			補 正 前	補 正 後
4 衛 生 費	1 保 健 衛 生 費	水道施設整備事業	千円 17,483	千円 57,473
8 土 木 費	2 道 路 橋 り ょ う 費	市単道路改良事業	20,000	80,038
	3 河 川 費	市単河川改良事業	35,000	65,500

第3表 地方債補正

(変 更)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
ク リ ー ン セ ン タ ー 施 設 整 備 事 業	千円 410,300	借入方法 普通貸借又は債券 発行の方法による。	年5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で 借入れる資金 について、利率 の見直しを行 った後におい ては、当該見直 し後の利率)	1. 償還期限 借入年度の翌年度から 30年以内 (うち据置5年以内) 2. その他 借入先の融通条件によ る。ただし、必要に応 じ繰上償還、償還年限 の短縮又は低利債に借 換することができる。	千円 335,700	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
市単林道整備事業	4,000	同 上	同 上	同 上	2,000	同 上	同 上	同 上
道路維持整備事業	150,000	同 上	同 上	同 上	137,100	同 上	同 上	同 上
浸 水 対 策 事 業	28,000	同 上	同 上	同 上	20,000	同 上	同 上	同 上

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
小学校施設整備事業	千円 1,177,700	借入方法 普通貸借又は債券 発行の方法による。	年 5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で 借入れる資金 について、利率 の見直しを行 った後におい ては、当該見直 し後の利率)	1. 償還期限 借入年度の翌年度から 30 年以内 (うち据置 5 年以内) 2. その他 借入先の融通条件によ る。ただし、必要に応 じ繰上償還、償還年限 の短縮又は低利債に借 換することができる。	千円 1,057,500	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
中学校施設整備事業	635,700	同 上	同 上	同 上	612,700	同 上	同 上	同 上

(廃 止)

起 債 の 目 的	限 度 額	備 考
漁 港 海 岸 整 備 事 業	千円 12,600	
道 路 メ ン テ ナ ン ス 事 業	64,800	
幼 稚 園 施 設 整 備 事 業	300	

議案第 14 号

令和 6 年度四国中央市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

令和 6 年度四国中央市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 399,000 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8,706,000 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 2 月 25 日 提出

四国中央市長 篠 原 実

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 県支出金		千円 6,729,793	千円 △399,152	千円 6,330,641
	1 県補助金	6,729,792	△399,152	6,330,640
4 財産収入		28	24	52
	1 財産運用収入	28	24	52
5 繰入金		928,804	128	928,932
	2 基金繰入金	601	128	729
歳 入 合 計		9,105,000	△399,000	8,706,000

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 保険給付費		千円 6,619,400	千円 △400,000	千円 6,219,400
	1 療養諸費	5,649,000	△400,000	5,249,000
5 基金積立金		117,823	24	117,847
	1 基金積立金	117,823	24	117,847
6 諸支出金		78,797	848	79,645
	2 繰 出 金	25,149	848	25,997
7 予 備 費		3,929	128	4,057
	1 予 備 費	3,929	128	4,057
歳 出 合 計		9,105,000	△399,000	8,706,000

議案第 15 号

令和 6 年度四国中央市国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度四国中央市の国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）

第 1 条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第 1 表 歳入予算補正」による。

令和 7 年 2 月 25 日 提出

四国中央市長 篠 原 実

第1表 歳入予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		千円 54,812	千円 0	千円 54,812
	1 他会計繰入金	43,840	△848	42,992
	2 事業勘定繰入金	10,972	848	11,820
歳入合計		79,000	0	79,000

議案第 16 号

令和 6 年度四国中央市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度四国中央市の公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、「第 1 表 繰越明許費」による。

令和 7 年 2 月 25 日 提出

四国中央市長 篠 原 実

第 1 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 公共用地先行 取得事業費	1 公共用地先行 取得事業費	川之江三島バイパス 用地先行取得事業	千円 54,832

議案第 17 号

令和 6 年度四国中央市城山下臨海土地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度四国中央市の城山下臨海土地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（継続費の補正）

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 212 条第 1 項の規定による継続費の変更は、
「第 1 表 継続費補正」による。

令和 7 年 2 月 25 日 提出

四国中央市長 篠 原 実

第1表 継続費補正

(変更)

(単位：千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
1 臨海土地 造成事業費	1 臨海土地 造成事業費	城山下臨海 土地造成事業	7,137,500	令和4年度	0	7,489,571	令和4年度	0
				令和5年度	2,065,000		令和5年度	2,065,000
				令和6年度	2,243,000		令和6年度	2,243,000
				令和7年度	929,100		令和7年度	929,100
				令和8年度	675,600		令和8年度	686,100
				令和9年度	469,600		令和9年度	826,171
				令和10年度	660,200		令和10年度	652,700
				令和11年度	95,000		令和11年度	87,500

議案第 18 号

令和 6 年度四国中央市公共下水道事業会計補正予算（第 3 号）

第 1 条 令和 6 年度四国中央市公共下水道事業会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 6 年度公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第 1 款 下水道事業収益	1,942,000 千円	△70,993 千円	1,871,007 千円
第 1 項 営 業 収 益	1,261,978 千円	6,557 千円	1,268,535 千円
第 2 項 営業外収益	680,012 千円	△77,550 千円	602,462 千円
	支	出	
第 2 款 下水道事業費用	1,833,644 千円	△34,406 千円	1,799,238 千円
第 1 項 営 業 費 用	1,738,633 千円	△29,525 千円	1,709,108 千円
第 2 項 営業外費用	91,707 千円	△4,881 千円	86,826 千円

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中「不足する額 580,588 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 15,223 千円、減債積立金 50,532 千円、過年度分損益勘定留保資金 164,233 千円及び当年度分損益勘定留保資金 350,600 千円」を「不足する額 590,138 千円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 19,986 千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 28,016 千円、減債積立金 50,532 千円、過年度分損益勘定留保資金 164,233 千円及び当年度分損益勘定留保資金 327,371 千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第 3 款 資本的収入	896,900 千円	△15,550 千円	881,350 千円
第 1 項 補 助 金	359,402 千円	△57,250 千円	302,152 千円
第 2 項 企 業 債	448,700 千円	41,700 千円	490,400 千円
	支	出	
第 4 款 資本的支出	1,477,488 千円	△6,000 千円	1,471,488 千円
第 1 項 建設改良費	751,531 千円	△6,000 千円	745,531 千円

第 4 条 予算第 6 条に定めた起債の限度額を次のとおり改める。

起債の目的	補正前	補正後
下水道事業	千円 419,500	千円 461,200

第 5 条 予算第 9 条中「95,701千円」を「93,901千円」に改める。

第 6 条 予算第 10 条中「143,681千円」を「106,681千円」に改める。

令和 7 年 2 月 25 日提出

四国中央市長 篠 原 実

議案第 19 号

令和 7 年度四国中央市一般会計予算

令和 7 年度四国中央市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 42,773,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 7 年 2 月 25 日 提出

四国中央市長 篠原 実

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 市 税		千円 16,129,250
	1 市 民 税	5,522,400
	2 固定資産税	9,632,700
	3 軽自動車税	374,900
	4 市たばこ税	593,300
	5 入 湯 税	5,950
2 地方譲与税		409,000
	1 地方揮発油譲与税	65,000
	2 自動車重量譲与税	212,000
	3 森林環境譲与税	114,000
	4 特別とん譲与税	18,000
3 利子割交付金		22,000
	1 利子割交付金	22,000
4 配当割交付金		59,000
	1 配当割交付金	59,000
5 株式等譲渡所得割交付金		50,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	50,000
6 法人事業税交付金		257,000

款	項	金 額
		千円
	1 法人事業税交付金	257,000
7 地方消費税交付金		1,989,000
	1 地方消費税交付金	1,989,000
8 ゴルフ場利用税交付金		11,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	11,000
9 環境性能割交付金		21,000
	1 環境性能割交付金	21,000
10 地方特例交付金		70,000
	1 地方特例交付金	70,000
11 地方交付税		6,250,000
	1 地方交付税	6,250,000
12 交通安全対策特別交付金		6,300
	1 交通安全対策特別交付金	6,300
13 分担金及び負担金		199,937
	1 負 担 金	199,937
14 使用料及び手数料		524,571
	1 使 用 料	394,258
	2 手 数 料	130,313

款	項	金 額
15 国庫支出金		千円 5,218,455
	1 国庫負担金	4,461,166
	2 国庫補助金	742,377
	3 委 託 金	14,912
16 県支出金		3,037,082
	1 県負担金	1,679,359
	2 県補助金	952,412
	3 委 託 金	405,311
17 財産収入		74,380
	1 財産運用収入	61,230
	2 財産売却収入	13,150
18 寄 附 金		2,046,197
	1 寄 附 金	2,046,197
19 繰 入 金		3,538,320
	1 特別会計繰入金	267,392
	2 基金繰入金	3,270,928
20 繰 越 金		411,000
	1 繰 越 金	411,000

款	項	金 額
21 諸 収 入		千円 876,708
	1 延滞金, 加算金及び過料	19,001
	2 市預金利子	7,500
	3 貸付金元利収入	308,012
	4 受託事業収入	29,767
	5 雑 入	512,428
22 市 債		1,572,800
	1 市 債	1,572,800
歳 入 合 計		42,773,000

歳 出

款	項	金 額
1 議 会 費		千円 256,282
	1 議 会 費	256,282
2 総 務 費		5,484,697
	1 総務管理費	4,704,254
	2 徴 税 費	414,779
	3 戸籍住民基本台帳費	168,685
	4 選 挙 費	112,026
	5 統計調査費	59,618
	6 監査委員費	25,335
3 民 生 費		17,500,589
	1 社会福祉費	4,769,925
	2 老人福祉費	4,172,731
	3 児童福祉費	7,343,863
	4 生活保護費	1,205,210
	5 災害救助費	8,860
4 衛 生 費		2,922,691
	1 保健衛生費	1,497,403
	2 清 掃 費	1,425,288

款	項	金 額
5 労 働 費		千円 45,700
	1 労働諸費	45,700
6 農林水産業費		1,030,485
	1 農 業 費	585,957
	2 林 業 費	330,609
	3 水産業費	113,919
7 商 工 費		833,699
	1 商 工 費	833,699
8 土 木 費		3,097,600
	1 土木管理費	210,359
	2 道路橋りょう費	1,040,028
	3 河 川 費	101,611
	4 港 湾 費	367,333
	5 都市計画費	1,182,238
	6 住 宅 費	196,031
9 消 防 費		1,644,103
	1 消 防 費	1,644,103
10 教 育 費		5,233,812

款	項	金 額
		千円
	1 教育総務費	691,666
	2 小学校費	1,106,576
	3 中学校費	532,163
	4 幼稚園費	216,762
	5 社会教育費	1,098,310
	6 保健体育費	1,588,335
11 災害復旧費		31,400
	1 農林水産施設災害復旧費	15,400
	2 公共土木施設災害復旧費	16,000
12 公 債 費		4,643,442
	1 公 債 費	4,643,442
13 諸支出金		3,500
	1 災害援護資金貸付金	3,500
14 予 備 費		45,000
	1 予 備 費	45,000
歳 出 合 計		42,773,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
市 史 編 さん 事 業	令和8年度から 令和10年度まで	49,143 千円
土居文化会館設備更新事業（令和7年度分）	令和8年度から 令和12年度まで	44,152
看護学生等確保支援事業 （令和7年度事業分）	令和7年度から 令和8年度まで	28,000
常備消防車両更新事業	令和7年度から 令和8年度まで	61,873
非常備消防車両更新事業	令和7年度から 令和8年度まで	58,888

第3表 地 方 債

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
太陽の家整備事業	千円 134,200	借入方法 普通貸借又は債券発行の方法による。	年5.0%以内 （ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	1. 償還期限 借入年度の翌年度から30年以内 （うち据置5年以内） 2. その他 借入先の融通条件による。 ただし、必要に応じ繰上償還、償還年限の短縮又は低利債に借換することができる。
老人福祉施設整備事業	72,000	同 上	同 上	同 上
災害援護資金貸付事業	3,500	同 上	同 上	同 上
水道施設整備事業	10,200	同 上	同 上	同 上
クリーンセンター施設整備事業	89,800	同 上	同 上	同 上
し尿処理施設整備事業	32,600	同 上	同 上	同 上
市単土地改良事業	50,000	同 上	同 上	同 上

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
県単林道整備事業	千円 2,000	借入方法 普通貸借又は債券発行の方法による。	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	1. 償還期限 借入年度の翌年度から30年以内 (うち据置5年以内) 2. その他 借入先の融通条件による。ただし、必要に応じ繰上償還、償還年限の短縮又は低利債に借換することができる。
漁港施設整備事業	27,000	同 上	同 上	同 上
漁港海岸整備事業	15,700	同 上	同 上	同 上
過疎地域持続的発展特別事業(商工)	35,000	同 上	同 上	同 上
道路維持整備事業	176,000	同 上	同 上	同 上
社会資本整備総合交付金事業	93,800	同 上	同 上	同 上
市単道路改良事業	200,000	同 上	同 上	同 上
市単道路改良事業(過疎対策事業分)	14,500	同 上	同 上	同 上
道路メンテナンス事業	58,700	同 上	同 上	同 上
市単河川改良事業	32,500	同 上	同 上	同 上
浸水対策事業	50,000	同 上	同 上	同 上
塩谷・小山線街路改築事業	48,900	同 上	同 上	同 上
非常備消防施設整備事業	16,000	同 上	同 上	同 上
愛媛東予東部消防指令センター整備事業	7,100	同 上	同 上	同 上
小学校施設整備事業	126,400	同 上	同 上	同 上
中学校施設整備事業	64,600	同 上	同 上	同 上

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
北地区交流センター （仮称）整備事業	千円 179,300	借入方法 普通貸借又は債券発行の方法による。	年5.0%以内 （ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	1. 償還期限 借入年度の翌年度から30年以内 （うち据置5年以内） 2. その他 借入先の融通条件による。ただし、必要に応じ繰上償還、償還年限の短縮又は低利債に借換することができる。
学 校 給 食 施 設 整 備 事 業	10,400	同 上	同 上	同 上
現年度農業用施設 単独災害復旧事業	2,700	同 上	同 上	同 上
現年度林業用施設 単独災害復旧事業	4,400	同 上	同 上	同 上
現年度道路橋りょう 単独災害復旧事業	10,000	同 上	同 上	同 上
現 年 度 河 川 単独災害復旧事業	5,500	同 上	同 上	同 上
合 計	1,572,800			

議案第 20 号

令和 7 年度四国中央市国民健康保険事業特別会計予算

令和 7 年度四国中央市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 8,255,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 7 年 2 月 25 日 提出

四国中央市長 篠 原 実

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国民健康保険料		千円 1,062,000
	1 国民健康保険料	1,062,000
2 使用料及び手数料		651
	1 手 数 料	651
3 県支出金		6,272,831
	1 県補助金	6,272,830
	2 財政安定化基金交付金	1
4 財産収入		375
	1 財産運用収入	375
5 繰 入 金		868,138
	1 他会計繰入金	865,445
	2 基金繰入金	2,693
6 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
7 諸 収 入		51,004
	1 延滞金, 加算金及び過料	2,202
	2 貸付金元金収入	1,800
	3 雑 入	47,002

款	項	金 額
歳 入 合 計		千円 8,255,000

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		千円 211,216
	1 総務管理費	169,061
	2 徴 収 費	33,383
	3 運営協議会費	369
	4 医療費適正化特別対策事業費	8,403
2 保険給付費		6,166,200
	1 療養諸費	5,249,000
	2 高額療養費	901,000
	3 移 送 費	200
	4 出産育児諸費	12,000
	5 葬祭諸費	3,000
	6 傷病手当諸費	1,000
3 国民健康保険事業費納付金		1,730,596
	1 医療給付費分	1,218,437
	2 後期高齢者支援金等分	399,869
	3 介護納付金分	112,290
4 保健事業費		77,385
	1 保健事業費	77,385

款	項	金 額
5 基金積立金		千円 375
	1 基金積立金	375
6 諸支出金		65,837
	1 償還金及び還付加算金	54,300
	2 繰 出 金	11,537
7 予 備 費		3,391
	1 予 備 費	3,391
歳 出 合 計		8,255,000

議案第 21 号

令和 7 年度四国中央市国民健康保険診療所事業特別会計予算

令和 7 年度四国中央市の国民健康保険診療所事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 89,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 7 年 2 月 25 日 提出

四 国 中 央 市 長 篠 原 実

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 診療収入		千円 22,599
	1 外来収入	20,633
	2 その他診療収入	1,966
2 使用料及び手数料		304
	1 使 用 料	32
	2 手 数 料	272
3 財産収入		1
	1 財産運用収入	1
4 繰 入 金		65,610
	1 他会計繰入金	54,073
	2 事業勘定繰入金	11,537
5 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
6 諸 収 入		485
	1 雑 入	485
歳 入 合 計		89,000

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		千円 68,847
	1 施設管理費	68,847
2 医 業 費		16,505
	1 医 業 費	16,505
3 公 債 費		2,572
	1 公 債 費	2,572
4 予 備 費		1,076
	1 予 備 費	1,076
歳 出 合 計		89,000

議案第 22 号

令和 7 年度四国中央市介護保険事業特別会計予算

令和 7 年度四国中央市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 11,490,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

令和 7 年 2 月 25 日 提出

四 国 中 央 市 長 篠 原 実

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 保 険 料		千円 2,259,376
	1 介護保険料	2,259,376
2 使用料及び手数料		200
	1 手 数 料	200
3 支払基金交付金		2,990,250
	1 支払基金交付金	2,990,250
4 国庫支出金		2,653,844
	1 国庫負担金	1,996,200
	2 国庫補助金	657,644
5 県支出金		1,562,510
	1 県負担金	1,531,675
	2 県補助金	30,835
6 財産収入		2,224
	1 財産運用収入	2,224
7 繰 入 金		2,001,976
	1 他会計繰入金	1,840,263
	2 基金繰入金	161,713
8 繰 越 金		1

款	項	金 額
	1 繰 越 金	千円 1
9 諸 収 入		19,619
	1 延滞金, 加算金及び過料	202
	2 雑 入	19,417
歳 入 合 計		11,490,000

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		千円 257,333
	1 総務管理費	210,011
	2 徴 収 費	5,165
	3 介護認定費	41,517
	4 運営協議会費	640
2 保険給付費		10,856,000
	1 介護サービス諸費	10,856,000
3 地域支援事業費		343,126
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	320,100
	2 一般介護予防事業費	4,285
	3 包括的支援事業・任意事業費	17,569
	4 その他諸費	945
	5 地域支援事業諸費	227
4 基金積立金		2,425
	1 基金積立金	2,425
5 諸支出金		29,294
	1 償還金及び還付加算金	2,102
	2 繰 出 金	27,192

款	項	金 額
6 財政安定化基金拠出金		千円 1
	1 財政安定化基金拠出金	1
7 予 備 費		1,821
	1 予 備 費	1,821
歳 出 合 計		11,490,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
保 険 料 納 付 書 等 作 成 ・ 封 入 封 緘 業 務	令和8年度から 令和10年度まで	千円 26,894

議案第 23 号

令和 7 年度四国中央市公共用地先行取得事業特別会計予算

令和 7 年度四国中央市の公共用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 783,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、700,000 千円と定める。

令和 7 年 2 月 25 日 提出

四国中央市長 篠原 実

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 19,299
	1 他会計繰入金	19,299
2 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
3 諸 収 入		75,000
	1 受託事業収入	75,000
4 市 債		688,700
	1 市 債	688,700
歳 入 合 計		783,000

歳 出

款	項	金 額
1 公共用地先行取得事業費		千円 703,695
	1 公共用地先行取得事業費	703,695
2 公 債 費		77,000
	1 公 債 費	77,000
3 予 備 費		2,305
	1 予 備 費	2,305
歳 出 合 計		783,000

第2表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
川之江三島バイパス 用地先行取得事業	千円 688,700	借入方法 普通貸借又は債券発行の方法による。	年 5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	1. 償還期限 借入年度の翌年度から30年以内 (うち据置5年以内) 2. その他 借入先の融通条件による。ただし、必要に応じ繰上償還、償還年限の短縮又は低利債に借換することができる。
合 計	688,700			

議案第 24 号

令和 7 年度四国中央市福祉バス事業特別会計予算

令和 7 年度四国中央市の福祉バス事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 20,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 7 年 2 月 25 日提出

四 国 中 央 市 長 篠 原 実

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 754
	1 使 用 料	754
2 繰 入 金		19,245
	1 他会計繰入金	19,245
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入 合 計		20,000

歳 出

款	項	金 額
1 福祉バス事業費		千円 18,800
	1 福祉バス事業費	18,800
2 予 備 費		1,200
	1 予 備 費	1,200
歳 出 合 計		20,000

議案第 25 号

令和 7 年度四国中央市港湾上屋事業特別会計予算

令和 7 年度四国中央市の港湾上屋事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 584,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 7 年 2 月 25 日提出

四国中央市長 篠原 実

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 438,149
	1 港湾施設使用料	438,149
2 繰越金		139,964
	1 繰越金	139,964
3 諸収入		5,887
	1 雑入	5,887
歳 入 合 計		584,000

歳 出

款	項	金 額
1 港湾施設費		千円 541,543
	1 上屋管理費	541,543
2 公 債 費		40,634
	1 公 債 費	40,634
3 予 備 費		1,823
	1 予 備 費	1,823
歳 出 合 計		584,000

議案第 26 号

令和 7 年度四国中央市西部臨海土地造成事業特別会計予算

令和 7 年度四国中央市の西部臨海土地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,981,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、700,000 千円と定める。

令和 7 年 2 月 25 日 提出

四国中央市長 篠原 実

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		千円 712,396
	1 負 担 金	712,396
2 財産収入		3,620
	1 財産運用収入	3,620
3 繰 越 金		4,784
	1 繰 越 金	4,784
4 市 債		1,260,200
	1 市 債	1,260,200
歳 入 合 計		1,981,000

歳 出

款	項	金 額
1 臨海土地造成事業費		千円 47,134
	1 臨海土地造成事業費	47,134
2 公 債 費		1,932,176
	1 公 債 費	1,932,176
3 予 備 費		1,690
	1 予 備 費	1,690
歳 出 合 計		1,981,000

第2表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
平成 27 年 度 債 西 部 臨 海 土 地 造 成 事 業 借 換 債	千円 1,260,200	借入方法 普通貸借又は債券発行の方法による。	年 5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	1. 償還期限 借入年度の翌年度から30年以内 (うち据置5年以内) 2. その他 借入先の融通条件による。ただし、必要に応じ繰上償還、償還年限の短縮又は低利債に借換することができる。
合 計	1,260,200			

議案第 27 号

令和 7 年度四国中央市寒川東部臨海土地造成事業特別会計予算

令和 7 年度四国中央市の寒川東部臨海土地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 416,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 7 年 2 月 25 日 提出

四 国 中 央 市 長 篠 原 実

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		千円 312,810
	1 分 担 金	312,810
2 使用料及び手数料		78,263
	1 使 用 料	37
	2 手 数 料	78,226
3 県支出金		11
	1 委 託 金	11
4 繰 越 金		24,861
	1 繰 越 金	24,861
5 諸 収 入		55
	1 雑 入	55
歳 入 合 計		416,000

歳 出

款	項	金 額
1 臨海土地造成事業費		千円 142,032
	1 臨海土地造成事業費	142,032
2 公 債 費		271,988
	1 公 債 費	271,988
3 予 備 費		1,980
	1 予 備 費	1,980
歳 出 合 計		416,000

議案第 28 号

令和 7 年度四国中央市駐車場事業特別会計予算

令和 7 年度四国中央市の駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 22,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 7 年 2 月 25 日 提出

四 国 中 央 市 長 篠 原 実

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 17,609
	1 使 用 料	17,608
	2 手 数 料	1
2 繰 越 金		4,391
	1 繰 越 金	4,391
歳 入 合 計		22,000

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		千円 20,672
	1 総務管理費	20,672
2 予 備 費		1,328
	1 予 備 費	1,328
歳 出 合 計		22,000

議案第 29 号

令和 7 年度四国中央市介護予防支援事業特別会計予算

令和 7 年度四国中央市の介護予防支援事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 125,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 7 年 2 月 25 日 提出

四国中央市長 篠 原 実

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 サービス収入		千円 45,607
	1 予防給付費収入	45,607
2 繰 入 金		79,391
	1 他会計繰入金	79,391
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
4 諸 収 入		1
	1 雑 入	1
歳 入 合 計		125,000

歳 出

款	項	金 額
1 介護予防支援事業費		千円 123,634
	1 介護予防支援事業費	123,634
2 予 備 費		1,366
	1 予 備 費	1,366
歳 出 合 計		125,000

議案第 30 号

令和 7 年度四国中央市後期高齢者医療保険事業特別会計予算

令和 7 年度四国中央市の後期高齢者医療保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,686,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 7 年 2 月 25 日 提出

四国中央市長 篠 原 実

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		千円 1,223,902
	1 後期高齢者医療保険料	1,223,902
2 使用料及び手数料		100
	1 手 数 料	100
3 繰 入 金		450,326
	1 他会計繰入金	450,326
4 繰 越 金		10,000
	1 繰 越 金	10,000
5 諸 収 入		1,672
	1 延滞金、加算金及び過料	101
	2 償還金及び還付加算金	1,304
	3 受託事業収入	266
	4 雑 入	1
歳 入 合 計		1,686,000

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		千円 38,030
	1 総務管理費	34,537
	2 徴 収 費	3,493
2 後期高齢者医療広域連合納付金		1,645,925
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	1,645,925
3 諸支出金		1,304
	1 償還金及び還付加算金	1,304
4 予 備 費		741
	1 予 備 費	741
歳 出 合 計		1,686,000

議案第 31 号

令和 7 年度四国中央市城山下臨海土地造成事業特別会計予算

令和 7 年度四国中央市の城山下臨海土地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,073,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、900,000 千円と定める。

令和 7 年 2 月 25 日 提出

四国中央市長 篠原 実

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		千円 128,999
	1 負 担 金	128,999
2 使用料及び手数料		15,000
	1 手数料	15,000
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
4 市 債		929,000
	1 市 債	929,000
歳 入 合 計		1,073,000

歳 出

款	項	金 額
1 臨海土地造成事業費		千円 1,020,300
	1 臨海土地造成事業費	1,020,300
2 公 債 費		51,597
	1 公 債 費	51,597
3 予 備 費		1,103
	1 予 備 費	1,103
歳 出 合 計		1,073,000

第2表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
城 山 下 臨 海 土 地 造 成 事 業	千円 929,000	借入方法 普通貸借又は債券発行の方法による。	年 5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	1. 償還期限 借入年度の翌年度から30年以内 (うち据置5年以内) 2. その他 借入先の融通条件による。ただし、必要に応じ繰上償還、償還年限の短縮又は低利債に借換することができる。
合 計	929,000			

議案第 32 号

令和 7 年度四国中央市水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 7 年度四国中央市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------------|---------------------------|
| (1) 給水件数 | 44,411 件 |
| (2) 年間総給水量 | 11,135,000 m ³ |
| (3) 一日平均給水量 | 30,507 m ³ |
| (4) 主な建設改良事業 | |
| ア 樋谷配水池及びポンプ場築造事業 | |
| イ 川滝地区水道施設電気設備更新事業 | |
| ウ 小富士長津浄水場電気設備事業 | |

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第 1 款 水道事業収益	2,318,800 千円
第 1 項 営 業 収 益	1,937,946 千円
第 2 項 営業外収益	380,824 千円
第 3 項 特 別 利 益	30 千円
支 出	
第 1 款 水道事業費用	2,307,300 千円
第 1 項 営 業 費 用	2,085,074 千円
第 2 項 営業外費用	220,745 千円
第 3 項 特 別 損 失	480 千円
第 4 項 予 備 費	1,001 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,170,600 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 231,112 千円及び過年度分損益勘定留保資金 939,488 千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第 1 款 資本的収入	2,147,400 千円
第 1 項 補 助 金	134,999 千円
第 2 項 企 業 債	1,872,000 千円
第 3 項 負 担 金	133,010 千円
第 4 項 工事負担金	7,000 千円
第 5 項 固定資産売却代金	391 千円
支 出	
第 1 款 資本的支出	3,318,000 千円
第 1 項 建設改良費	2,718,993 千円

第2項 企業債償還金	593,085 千円
第3項 予 備 費	5,922 千円
(債務負担行為)	

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
樋谷配水池更新事業（電気工事）	令和7年度から 令和8年度まで	120,000 千円
樋谷送水ポンプ場更新事業（電気工事）	令和7年度から 令和8年度まで	120,000 千円
川滝地区水道施設整備事業	令和7年度から 令和8年度まで	100,000 千円
川滝地区水道施設電気設備更新事業（その2）	令和7年度から 令和9年度まで	150,000 千円
小富士長津浄水場整備事業	令和7年度から 令和9年度まで	380,000 千円
小富士長津浄水場電気設備事業	令和7年度から 令和9年度まで	620,000 千円
中田井浄水場等更新整備・運営事業モニタリング支援業務（その4）	令和8年度から 令和10年度まで	22,000 千円に物価変動による増減額並びに消費税及び地方消費税額を加算した額

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業	千円 1,872,000	証書借入又は証券発行。	年5.0%以内	借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は低利債への借換えをすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、300,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	256,331 千円
(2) 交 際 費	10 千円

(他会計からの補助金)

第10条 水道事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、72,062千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、30,000千円と定める。

令和7年2月25日提出

四国中央市長 篠原 実

議案第 33 号

令和 7 年度四国中央市工業用水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 7 年度四国中央市工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数

ア 新宮工業用水道	32 工場
イ 柳瀬工業用水道	18 工場
ウ 富郷工業用水道	25 工場

(2) 年間総責任給水量

ア 新宮工業用水道	94,553,250 m ³
イ 柳瀬工業用水道	76,504,000 m ³
ウ 富郷工業用水道	38,051,250 m ³

(3) 一日平均責任給水量

ア 新宮工業用水道	259,050 m ³
イ 柳瀬工業用水道	209,600 m ³
ウ 富郷工業用水道	104,250 m ³

(収益的收入及び支出)

第 3 条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 新宮工業用水道事業収益	1,072,600 千円
第 1 項 営 業 収 益	1,043,030 千円
第 2 項 営業外収益	29,560 千円
第 3 項 特 別 利 益	10 千円
第 2 款 柳瀬工業用水道事業収益	204,900 千円
第 1 項 営 業 収 益	202,106 千円
第 2 項 営業外収益	2,784 千円
第 3 項 特 別 利 益	10 千円
第 3 款 富郷工業用水道事業収益	2,234,300 千円
第 1 項 営 業 収 益	2,111,360 千円
第 2 項 営業外収益	122,930 千円
第 3 項 特 別 利 益	10 千円
合 計	3,511,800 千円

支 出

第 1 款 新宮工業用水道事業費用	929,200 千円
第 1 項 営 業 費 用	866,542 千円
第 2 項 営業外費用	60,045 千円

第3項 特別損失	110 千円
第4項 予備費	2,503 千円
第2款 柳瀬工業用水道事業費用	144,600 千円
第1項 営業費用	134,338 千円
第2項 営業外費用	7,678 千円
第3項 特別損失	110 千円
第4項 予備費	2,474 千円
第3款 富郷工業用水道事業費用	1,912,700 千円
第1項 営業費用	1,614,104 千円
第2項 営業外費用	296,330 千円
第3項 特別損失	110 千円
第4項 予備費	2,156 千円
合 計	2,986,500 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,059,700 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 13,233 千円、減債積立金 18,300 千円、建設改良積立金 105,825 千円、過年度分損益勘定留保資金 584,165 千円及び当年度分損益勘定留保資金 338,177 千円で補てんするものとする。）。

支 出

第1款 資本的支出	1,059,700 千円
第1項 新宮工業用水道事業建設改良費	38,569 千円
第2項 柳瀬工業用水道事業建設改良費	107,010 千円
第3項 富郷工業用水道事業建設改良費	0 円
第4項 企業債償還金	909,805 千円
第5項 予備費	4,316 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、800,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	179,495 千円
(2) 交 際 費	10 千円

令和7年2月25日提出

四国中央市長 篠原 実

議案第 34 号

令和 7 年度四国中央市公共下水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 7 年度四国中央市公共下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|------------------------|--------------------------|
| (1) 排水区域面積 | 1,509 ha |
| (2) 年間総処理水量 | 9,516,000 m ³ |
| (3) 一日平均処理水量 | 26,000 m ³ |
| (4) 主な建設改良事業 | |
| ア 川の江浄化センターし尿等受入施設整備事業 | 1 式 |
| イ 管渠整備事業 | 1,100 m |

(収益的收入及び支出)

第 3 条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第 1 款 下水道事業収益	1,942,000 千円
第 1 項 営 業 収 益	1,244,918 千円
第 2 項 営業外収益	697,072 千円
第 3 項 特 別 利 益	10 千円
支 出	
第 2 款 下水道事業費用	1,853,000 千円
第 1 項 営 業 費 用	1,760,836 千円
第 2 項 営業外費用	89,343 千円
第 3 項 特 別 損 失	100 千円
第 4 項 予 備 費	2,721 千円

(資本的收入及び支出)

第 4 条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額 556,000 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 16,426 千円、過年度分損益勘定留保資金 235,870 千円及び当年度分損益勘定留保資金 303,704 千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第 3 款 資本的收入	1,006,000 千円
第 1 項 補 助 金	435,584 千円
第 2 項 企 業 債	484,700 千円
第 3 項 他会計出資金	77,929 千円
第 5 項 負担金等	7,787 千円
支 出	
第 4 款 資本的支出	1,562,000 千円
第 1 項 建設改良費	907,838 千円
第 2 項 企業債償還金	651,281 千円
第 9 項 予 備 費	2,881 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	千円 459,900	借入方法 普通貸借又は債券発行の方法による。	年 5.0 % 以内	1 償還期限 借入年度の翌年度から 40年以内 (うち据置5年以内) 2 その他 借入先の融通条件による。 ただし、必要に応じ繰上償還、償還年限の短縮又は低利債に借換することができる。
特別措置債	24,800	同上	同上	同上
合計	484,700			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 94,045千円

(他会計からの補助金)

第9条 公共下水道事業に助成するため、一般会計から補助を受ける金額は、130,747千円である。

令和7年2月25日提出

四国中央市長 篠原 実

議案第 35 号

令和 7 年度四国中央市財産区管理会特別会計予算

令和 7 年度四国中央市の財産区管理会特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 10,570 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 7 年 2 月 25 日 提出

四国中央市財産区管理会

管理者 四国中央市長 篠原 実

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 財産収入		千円 106
	1 財産運用収入	106
2 繰越金		10,331
	1 繰越金	10,331
3 諸収入		33
	1 預金利子	12
	2 雑入	21
4 寄附金		100
	1 寄附金	100
歳 入 合 計		10,570

歳 出

款	項	金 額
1 財産区管理会運営費		千円 9,370
	1 財産区管理会運営費	9,370
2 予 備 費		1,200
	1 予 備 費	1,200
歳 出 合 計		10,570

諮問第 1 号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、議会の意見を求める。

令和 7 年 2 月 25 日 提出

四国中央市長 篠原 実

住 所	氏 名	生 年 月 日	備考
四国中央市土居町中村	鈴木裕子		再任

提 案 理 由

人権擁護委員の任期満了に伴い、鈴木裕子氏を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものである。

